

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求事件

国側当事者・国(相模原税務署長)

平成20年1月31日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 所得税法36条1項(収入金額)に規定する「収入すべき金額」の意義
- (2) 消費税法2条1項8号(定義)に規定する課税資産の譲渡等が行われた時期の基本的な考え方
- (3) 弁護士報酬のうち、着手金に係る収入の原因となる権利の確定する時期
- (4) 着手金の性質は弁護士としての人的役務の提供の対価であるから、着手金請求権は人的役務の提供が完了するまで確定せず、着手金が現実に支払われた時点で収入として計上する慣習があり、また、権利確定主義の解釈としても着手金が現実に支払われた時点で収入として計上すべきであるとの納税者の主張が、仮に納税者主張のように、着手金は役務の提供があつて初めて収入として計上されるとするならば、納税者が受領した着手金について、役務の提供が既にあり、収入に計上される分と、役務の提供が未了で、収入に計上されない分に配分しなければならないはずであるが、本件全証拠によつても、このような会計処理が納税者のみにとどまらず弁護士一般によつて行われている形跡はうかがわれず、また、着手金について現金主義を採用するならば、着手金が受任契約締結時に一括して支払われたときには、その時点で役務の提供がないにもかかわらず、当該着手金を収入として計上することになり、着手金が人的役務が提供されるまで確定しないという納税者の主張と相いれないことになるし、さらに、着手金について分割払の定めがあつたとしても、それは単に着手金の支払方法を定めたものにすぎず、受任時に支払われる金員であるという着手金の本質を変更するものではなく、着手金に係る権利の確定時期を左右するものではないというべきであるから、こうした事情に照らすと、納税者の主張にそのような慣習があるということとはできないし、納税者の主張のような扱いに合理性があるともいえないとして排斥された事例
- (5) 当時の所属弁護士会の報酬規程において、受任契約に基づく事件等の処理が、解任又は辞任等により途中で終了したときは、弁護士は、依頼者との協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部又は一部を返還する旨定められているから、事件の受任時に着手金に係る権利は確定しないとの納税者の主張が、受任後の事情により、着手金の全部又は一部について返還義務が生じたとしても、それは所得税法の規定に従い、別途処理すれば足りるものであるから、納税者指摘の上記事実は、着手金を収入として計上する時期を左右するものではないとして排斥された事例
- (6) 弁護士報酬のうち、着手金請求権を収入に計上すべき時期及び資産の譲渡等の時期
- (7) 納税者が通常の郵券、交通費、送料等に充てるために支払いを受ける概算実費については、現実の支払があつた時点で収入として計上すべきであるとの納税者の主張が、同金員の支払が委任契約において合意され、かつ、事件終了後清算を予定されていないことにかんがみると、その内容は、委任契約において確定するといふべきであるから、受任時に収入として計上し、また、同時点で資産の譲渡等があつたと解するのが相当であるとして排斥された事例
- (8) 弁護士の報酬金は、成功結果が得られない限り取得できない報酬であり、通常の場合、事件を着手する段階では確定しておらず、しかも、多くの場合には弁護士会規定に基づく額などの抽象的な定めしかなく、事件が終了したからといって直ちに金額が自動的に確定せず、弁護士と依頼者との間で

報酬金額に関する合意が成立しない限り、報酬金債権が確定したといえないとの納税者の主張が、受任契約に報酬金額として具体的な金額を明示していなかったとしても、当事者間には報酬金額を各単位弁護士会において定める報酬金の原則的な算定方法に従って決められた相当額にする旨の合意があるというべきであることなどによれば、報酬金請求権は、委任事務処理が終了した時点（委任契約に、納税者が請求した時とする特約がある場合には、請求があったとき）に権利が確定するというべきであるから、当該時点の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当であり、また、消費税に関しても、同時点の属する期間に資産等の譲渡があったと解するのが相当であるとして排斥された事例

- (9) 着手金が回収不能である依頼人については、これらの着手金を各年の収入に計上すべきでないとの納税者の主張が、これらの着手金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、着手金請求権の権利確定を左右しないとして排斥された事例
- (10) 報酬金が回収不能である依頼人については、これらの報酬金を請求した各年の収入に計上すべきでないとの納税者の主張が、これらの報酬金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、報酬金請求権の権利確定を左右しないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 所得税法は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解され、これは、所得税が、経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たって常に現実収入の時まで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定したときをとらえて課税することとしたものであり（最高裁判所昭和49年3月8日第二小法廷判決民集28巻2号186頁）、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁判所昭和53年2月24日第二小法廷判決民集32巻1号43頁）。
- (2) 国税通則法15条2項7号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）は、消費税は、課税資産の譲渡等をした時に納税義務が成立する旨定めており、消費税法2条1項8号（定義）によれば、事業として対価を得て行われる役務の提供もここにいう課税資産の譲渡等に含まれるところ、この課税資産の譲渡等が行われた具体的な時期の判断についても、所得税法36条1項（収入金額）に規定する「収入すべき金額」の考え方を踏まえ、課税資産の譲渡による対価や役務の提供による報酬を収受する権利が確定した時点で課税資産の譲渡等があったとすることを原則としつつ、取引の実態に応じて個別的に検討するのが相当である。
- (3) 弁護士報酬の種類としては、一般に、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当があり、このうち、着手金とは、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいうこと、及び、着手金は事件等の依頼を受けたときに支払を受けるものであることが認められ、このように、着手金は、ほかの種類 of 弁護士報酬と異なり、事件等の結果のいかんにかかわらず、委任事務処理が開始される前に支払を受けるものであり、その金額も受任時に確定されることによれば、弁護士が依頼者から事件等を受任した時点で収入の原因となる権利が確定するとみるのが自然である。

(4)・(5) 省略

(6) 着手金請求権は、受任時において確定したというべきであるから、着手金は、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当であり、また消費税についても、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する期間に資産の譲渡等があったと解するのが相当である。

(7)～(10) 省略

判	決
原告	甲
訴訟代理人弁護士	佐々木 敏尚
同	清水 規廣
同	竹中 啓介
同	山下 清兵衛
同	前島 憲司
同	鈴木 義仁
同	鈴木 滋
同	渡辺 登代美
同	荒井 哲朗
同	高貝 亮
同	村上 勝也
同	櫛笥 正晴
同	高垣 勲
同	佐賀 悦子
同	村上 一郎
同	小林 秀俊
同	滝本 太郎ほか
補佐人税理士	稲葉 恭治
同	長谷川 博
同	市野瀬 音子
同	山口 敬三郎
同	横浜 英紀ほか
被告	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	相模原税務署長
指定代理人	加島 康宏
同	大島 広規
同	村手 康之
同	中野 雄一
同	西田 昭夫
同	森下 麻友美

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告が平成16年2月26日付けで原告の平成13年分及び平成14年分の所得税についてした各更正処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）のうち、別紙1「確定申告」欄記載の各納付すべき税額を超える部分及び各過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）の全部を取り消す。
- 2 被告が平成16年2月26日付けで原告の平成13年1月1日から同年12月31日まで及び平成14年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）のうち、別紙2「確定申告」欄記載の各納付すべき消費税額及び地方消費税額を超える部分並びに各過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）の全部を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、法律事務所を経営する弁護士である原告が、所得税について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受け、かつ、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、これらの各更正処分の一部取消しと過少申告加算税の各賦課決定処分の全部取消しを求めている事案である。

1 前提事実（顕著な事実及び当事者間に争いのない事実）

- (1) 原告は、平成4年4月、神奈川県相模原市内で法律事務所を開設した弁護士である。
- (2)ア 原告は、平成13年分及び平成14年分の所得税について、青色の確定申告書に別紙3「課税処分の経緯（所得税）」の「平成13年分」及び「平成14年分」の各「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。
イ 処分行政庁は、これに対し、平成16年2月26日付けで上記アの各年分の所得税について、別紙3「課税処分の経緯（所得税）」のとおり各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分をした。
ウ 原告は、上記イの各処分を不服として、平成16年4月1日、審査請求をした。
- (3)ア 原告は、平成13年1月1日から同年12月31日まで及び平成14年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税等について、確定申告書に別紙4「課税処分の経緯（消費税）」「平成13年分」及び「平成14年分」の各「確定申告」欄のとおり記載して、いずれも法定申告期限までに申告した。
イ 処分行政庁は、これに対し、平成16年2月26日付けで上記アの各課税期間の消費税等について、別紙4「課税処分の経緯（消費税）」のとおり各更正処分及

び各過少申告加算税賦課決定処分をした。

ウ 原告は、上記イの処分を不服として、平成16年4月1日、異議申立てをしたところ、異議審理庁が、これを国税通則法89条1項の規定により審査請求として扱うことが適当であると認め、その旨異議申立人である原告に通知し、原告がこれに同意したため、同年6月14日付けで裁決庁に審査請求がされたものとみなされた。

(4) 前記(2)ウ及び(3)ウの各審査請求について、平成17年3月14日付けで、別紙3「課税処分の経緯(所得税)」及び別紙4「課税処分の根拠(消費税)」の各「審査裁決」欄のとおり、裁決がされた。これによれば、平成13年分及び平成14年分の所得税についてした各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分並びに平成13年1月1日から同年12月31日まで及び平成14年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分は、一部取り消された。

(5) 原告は、平成17年9月9日、上記(4)の裁決のうち、原処分を維持した部分について、本件の取消訴訟を提起した(顕著な事実)。

2 本件における課税の根拠は、別紙5「課税の根拠」記載のとおりである(ただし、所得税の課税根拠のうち事業所得額について、当事者間に争いがある。また、消費税等のうち、平成13年の返還等対価に係る税額並びに平成14年の控除対象仕入税額、中間納付税額及び中間納付譲渡割額については当事者間に争いがないが、その余の項目に記載された税額については、当事者間に争いがある。)

3 争点

本件の主要な争点は、原告の事業所得に係る弁護士報酬の額を総収入金額に算入すべき時期である。

争点に関する当事者の摘示すべき主張は、後記第3「争点に対する判断」に記載するとおりであるが、その要旨は、次のとおりである。所得税及び消費税等を通じて、まず、①着手金の収入計上時期について、被告は、委任契約時に着手金請求権が確定する旨主張するのに対し、原告は、着手金請求権は、人的役務の提供が完了されたときに収入として計上すべきである旨主張する。また、②報酬金の収入計上時期について、被告は、弁護士が受任した事件の処理が終了し依頼者に報酬金を請求した時に報酬金請求権が確定する旨主張するのに対し、原告は、報酬金について具体的な合意がないことが多く、こうした場合には、弁護士と依頼者が事件の処理が終了した後改めて合意に達した時に収入として計上すべきである旨主張する。原告はさらに、着手金と報酬金を通じて、多重債務者の債務整理事件の場合には着手金ないし報酬金請求権を回収できない可能性が高いことから、そもそもこれらの金員が現実に支払われた段階で収入として計上すべきである旨主張する。

なお、以上のほか、後記第3の5(3)のとおり、個別の依頼者に係る着手金、報酬金等請求権の有無及び金額について、争いがあるものもある。

第3 争点に対する判断

1 収入金額の計上時期の基本的考え方について

まず、所得税及び消費税等を課税する上での収入金額の計上時期の基本的考え方について検討する。

(1) 弁護士報酬について、原告は、弁護士報酬のうち、着手金は着手時に、報酬金は事件が終了した後成功度合いに応じて、それぞれ一括して支払われるのが通常であったが、多重債務事件などにおいて分割払が励行されるようになったことなどから、契約締結時に着手金を受領し、事件終了後請求書を発行することにより報酬金が受領できるとは限らなくなったのみならず、こうした多重債務事件では、分割払の定めがあっても、実際に弁護士費用を回収することは困難になってきており、こうした事情の下では、弁護士報酬については、現金主義が適用される慣習があるというべきであり、また、そうでなくとも、所得税法36条1項の解釈において、①金額に対する具体的合意が成立し、②事件が解決し役務の提供が完了し、かつ、③法的手段に訴えて履行を求めることが法律上、社会通念上可能となった場合に初めて、弁護士報酬が「その年において収入すべき金額」に当たるといふべきである旨主張する。

【判示(1)】

(2) しかしながら、所得税法は、一暦年を単位としてその期間ごとに課税所得を計算し、課税を行うこととしており、同法36条1項が、右期間中の総収入金額又は収入金額の計算について、「収入すべき金額による」と定め、「収入した金額による」としていないことからすると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利発生の時期の属する年度の課税を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。これは、所得税が、経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たって常に現実収入の時まで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定したときをとらえて課税することとしたものであり（最高裁判所昭和49年3月8日第二小法廷判決民集28巻2号186頁参照）、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁判所昭和53年2月24日第二小法廷判決民集32巻1号43頁）。

そして、弁護士報酬について、原告が上記(1)のとおり主張する内容をもってしては、上記の考え方を採らずに現金主義が適用されるべきであるとまではいえない。原告の当該主張するところは、具体的な検討に当たって、上記の権利が確定する時期がいつになるかという問題において検討されるべきものである。

【判示(2)】

また、国税通則法15条2項7号は、消費税は、課税資産の譲渡等をした時に納税義務が成立する旨定めており、消費税法2条1項8号によれば、事業として対価を得て行われる役務の提供もここにいう課税資産の譲渡等に含まれるところ、この課税資産の譲渡等が行われた具体的な時期の判断についても、同様に、上記の考え方を踏まえ、課税資産の譲渡による対価や役務の提供による報酬を受受する権利が確定した時点で課税資産の譲渡等があったとすることを原則としつつ、取引の実態に応じて個別的に検討するのが相当である。

そこで、以下、弁護士報酬等につき、原告が依頼者から受領した金員の内容に応じて検討することとする。

2 着手金について

そこで、まず、これを着手金について検討する。

- (1) ア 被告は、上記着手金の収入計上時期について、以下のとおり主張する。すなわち、所得税基本通達36-8は、人的役務の提供（請負を除く。）による収入が、その人的役務の提供を完了した日に生ずるものとする一方で、人的役務の提供による報酬を期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて収入する特約又は慣習がある場合におけるその期間の経過又は役務の提供の程度等に対応する報酬については、その特約又は慣習によりその収入すべき事由が生じた日とする旨規定している。本件で問題となっている前記第2の1(2)アの各申告当時における原告の所属するA弁護士会の報酬規程によれば、着手金は事件等の依頼を受けたとき支払を受けるものとされており、原告も、依頼者との間で締結する民事事件又は刑事事件等の処理に関する委任契約（以下「受任契約」ともいう。）において、同旨の合意をしている。こうした事情によれば、原告は、受任契約に基づき、受任契約締結時において、依頼者に対して当該委任契約において定められた着手金の全額を請求する権利を確定的に取得する。
- イ また、被告は、着手金が人的役務の提供の過程において発生するものではなく、事件等の依頼を受けたときに支払を受ける性質の金員として支払われるものであるから、たとえ分割払特約が付されたとしても、それは単にその支払方法を定めたものにすぎず、委任契約締結時に既に権利が確定しているというべきであるとも主張する。

- 【判示(3)】** (2) 証拠（乙1、29）及び弁論の全趣旨によれば、弁護士報酬の種類としては、一般に、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当があること、このうち、着手金とは、事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいうこと、及び、着手金は、事件等の依頼を受けたときに支払を受けるものであることが認められる。このように、着手金は、ほかの種類 of 弁護士報酬と異なり、事件等の結果のいかんにかかわらず、委任事務処理が開始される前に支払を受けるものであり、その金額も受任時に確定されることによれば、弁護士が依頼者から事件等を受任した時点で収入の原因となる権利が確定するとみるのが自然である。
- (3) これに対し、原告は、着手金は、事件の受任時に依頼者から支払われるが、その性質は、委任事務処理の対価、すなわち、弁護士としての人的役務の提供の対価であるから、着手金請求権は、事件等の処理という人的役務の提供が完了するまで確定しないとして、着手金が現実に支払われた時点で、収入として計上する慣習があり、また、権利確定主義の解釈としても、着手金が現実に支払われた時点で収入として計上すべきである旨主張し、甲176、185にはこれにそう部分がある。

- 【判示(4)】** ア そこでまず、原告のこの主張について検討すると、仮に原告主張のように、着手金は役務の提供があつて初めて収入として計上されるとするならば、原告が受領した着手金について、役務の提供が既にあり、収入に計上される分と、役務の提供が未了で、収入に計上されない分に配分しなければならないはずであるが、本件全証拠によっても、このような会計処理が原告のみにとどまらず弁護士一般によって行

われている形跡はうかがわれない。

また、前記のとおり原告が第一義的に主張するように、着手金について現金主義を採用するならば、着手金が受任契約締結時に一括して支払われたときには、その時点で役務の提供がないにもかかわらず、当該着手金を収入として計上することになり、着手金が人的役務が提供されるまで確定しないという原告の上記主張と相いれないことになってしまう。原告本人の供述には、このような場合には、管理支配基準を採用することになるとする部分があるが、このように複数の基準を適用すべき合理的根拠を見いだすことはできない。

さらに、着手金が分割で支払われる場合には、予想される業務進捗状況に対応するように、分割払の日程及び方法を定めることも十分可能であると考えられるが、このような配慮が行われた形跡もうかがわれない。このことに照らすと、着手金について分割払の定めがあったとしても、それは単に着手金の支払方法を定めたものにすぎず、受任時に支払われる金員であるという着手金の本質を変更するものではなく、着手金に係る権利の確定時期を左右するものではないというべきである。

こうした事情に照らすと、原告の主張にそのような慣習があるということとはできないし、原告の主張のような扱いに合理性があるともいえない。

イ なお、この点に関し、原告は、当時のA弁護士会報酬規程（甲12、乙1）44条1項において、受任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務処理の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者との協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する旨定められていることを指摘する。

【判示(5)】

しかしながら、受任後の事情により、着手金の全部又は一部について返還義務が生じたとしても、それは所得税法の規定に従い、別途処理すれば足りるものであるから、原告指摘の上記事実は、着手金を収入として計上する時期を左右するものでない。

また、証拠（甲11、16の1・2、17の1・2、20の1・2、28の1・2、79の1・2、117の1・2並びに甲14、15、18、19、21ないし27、29ないし39、42ないし49、51、53ないし58、60、62、64、65、67、68、70ないし78、80ないし85、87、88、90、92ないし95、97、103、104、106、107、110ないし116、118、122ないし124、126、130ないし133、135、136、138、140ないし142、144ないし146、149ないし151、153、154、156、157、159、163及び164のいずれも各枝番1）によれば、原告が依頼者との間で交わっていた契約書には、「既払いの着手金については、理由の如何を問わず、返還を求めることができない。」との定型文言が記載されていたことが認められる（なお、原告は、平成16年に自由化されるまでは、弁護士と依頼者との間で弁護士の報酬を勝手に決めることはできず、所属弁護士会の報酬規程に従うことが要請されており、上記定型文言がA弁護士会報酬規程に反し無効である旨主張するが、依頼者と及び関係においては、弁護士報酬について同規程を離れて独自の合意をすることに何ら法的な制限はなく、原告が実際に上記契約書を使

用して受任契約を締結し、それに当たって何ら留保していた形跡がうかがわれないことからすれば、この主張は、採用の限りではない。)のみならず、甲19の2及び140の2によれば、原告は、辞任した後に、依頼者との合意により着手金ないし概算実費の一部を返還したことがあることが認められるものの、甲14の2・3、18の2・3、21の2、70の2・3、140の3及び原告本人によれば、原告が途中で事件等に関する委任事務処理を終了した場合であっても、着手金の全部又は一部を返還しなかった例もあることが認められる。これらのことによれば、必ずしも上記規程に従った扱いが慣習となっていたということはできないから上記報酬規程の定めが存在によっても前記(2)の判断を覆すに足りない。

ウ さらに、原告は、多重債務者の債務整理の場合には、弁護士に一時金を支払う余裕がない者が多いため、事件終了時まで何回かの分割払を行わざるを得ないことが少なくなってきたが、こうした場合、弁護士が受任したことによって債権者からの圧力が一時的にせよなくなると、約束どおりに分割の着手金を支払わなくなる依頼者が少なく、分割金が約束どおりに支払われない事態がしばしば起こるが、これらの分割金の支払を求めて、弁護士が依頼者に対し法的手段をとるよう求めることは弁護士の公益的地位にかんがみ相当でなく、破産手続により免責が認められた場合には法的にも取り立ては不能となり、弁護士がこれを貸倒れ処理をすることも現実的には困難であるとして、債務整理事案等で着手金の支払が分割で行われる場合には、分割金が現実に支払われた時点で、収入として計上されるべきである旨主張し、甲10、180、184、185ないし187及び191ないし194、乙21並びに原告本人には、これにそう部分がある。そして、原告は、このような観点は、多重債務者などの貧困者に対する司法アクセスを確保するため、極めて重要なことであると位置づけて主張している。

しかしながら、着手金を任意に支払うかどうかは当該依頼者の個人的な属性によるところが大きく、多重債務者の債務整理の場合であっても、一概に着手金が任意に支払われないと言い切ることはできない。のみならず、権利確定主義の下では一般に、一定額の金銭の支払を目的とする債権は、その現実の支払がされる以前に当該支払があったのと同様に課税されることとなり(換言すれば、権利確定主義の下において金銭債権の確定的発生を基準として所得税を賦課徴収するのは、実質的には、いわば未必所得に対する租税の前納的性格を有するものである。)、課税後に至りその債権が貸倒れ等によって回収不能となった場合には、所得税法52条2項などによって、これを是正することは、当然に想定されているものである。また、取引先に対し支払の催告や請求等を行うことは、事業者の債権管理として当然に想定される内容であり、弁護士の活動が公益的な性格を有するとしても、一般の事業者と同様に債権管理を行うことは、その方法において相応の配慮があつてしかるべきであるとはいえ、やむを得ないことに照らせば、多重債務整理事件で依頼者が着手金を任意に支払わない可能性がほかの受任事件に比べ一般的に高いと予想されるところとしても、前記(2)の判断を左右するに足りない。なお、後記4(4)イのとおり、実際、原告は、免責決定後、依頼者に対し、未収着手金を請求し回収しているところであり、以上のように考えることが、本件の具体的事案を離れて、原告が主

張るように、直ちに貧困者の司法アクセスを確保できなくするという事に繋がるといふこともできない。

- 【判示(6)】 (4) 以上によれば、着手金請求権は、受任時において確定したといふべきである。したがって、着手金は、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当である。また、消費税についても、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する期間に資産の譲渡等があったとみることができると解するのが相当である。

3 概算実費について

原告は、破産免責申立事件等において、受任時に概算実費の支払を受けているところ、原告本人及び弁論の全趣旨によれば、これは、通常の郵券、交通費、送料等に充てることが想定される金員で、事件終了後清算を予定されていないものであることが認められる。

- 【判示(7)】 原告は、これについても、着手金と同様に、現実の支払があった時点で収入として計上すべきである旨主張するが、同金員の支払が委任契約において合意され、かつ、事件終了後清算を予定されていないことにかんがみると、その内容は、委任契約において確定するといふべきであるから、受任時に収入として計上し、また、同時点で資産の譲渡等があったと解するのが相当である。

4 報酬金について

- (1) 被告は、報酬金について、原告が受任契約上、依頼者との間で、依頼者は事件が終了した時に、A弁護士会報酬規程に基づいて原告が依頼者に請求する金額を報酬金として支払う旨の合意をしていることから、受任契約に基づき、当該事件の処理が終了した後、原告が同報酬規程に基づいて依頼者に報酬金を請求した時に、当該請求額の報酬金請求権を確定的に取得するといふべきであり、権利確定主義に照らして、その金額は、当該請求の日の属する年分の収入金額に算入されるべきである旨主張する。
- (2) そして、証拠(乙1、29)及び弁論の全趣旨によれば、弁護士の報酬のうち、報酬金は事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいい、事件等の処理が終了したときに、それぞれ支払を受けるものとされており、その額は、委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定することが原則とされていることが認められる。

このことによれば、報酬金請求権は、委任事務処理が終了し、原告が依頼者に対し報酬金を請求した時に、権利として確定するといふべきである。

- (3) 原告は、報酬金は、成功結果が得られない限り取得できない報酬であり、通常の場合、事件を着手する段階では確定しておらず、しかも、多くの場合には「A弁護士会規程に基づく額」、「A弁護士会の報酬規程に基づいて乙(弁護士)が甲に請求する金額」などの抽象的な定めしかなく、事件が終了したからといって直ちに金額が自動的に確定するものではないため、事件完結時において、弁護士と依頼者との間で、事件の難易、経済的利益、労力の程度、依頼者との関係等を踏まえ、成功結果の評価を巡り報酬内容を確定するための協議が必要であり(なお、弁護士から請求書を発信したというだけでは報酬金額に関する合意が成立したといふことはできない)、報酬金

額に関する合意が成立しない限り、報酬金債権が確定したといえない旨主張する。

しかしながら、証拠（甲11ないし13、16の1・2、17の1・2、20の1・2、28の2、79の1・2並びに甲14、15、18、19、21、22、24、25、27、33、35ないし37、39ないし44、47ないし49、51、53ないし56、62ないし65、67、68、70、72ないし78、80ないし85、88、92ないし94、97、101、103、104、106、107、109、126ないし128、130ないし133、135ないし137、140、142、144ないし146、149及び150のいずれも各枝番1）によれば、平成13年から14年にかけての当時、各単位弁護士会において報酬規程を定め、その中で、報酬金の原則的な算定方法を定めており、原告と依頼者との契約で同規程を引用していたことが認められる。このことと、前記(1)のとおり、報酬金は委任事務処理の成功の程度に応じて、同事務処理により確保した経済的利益の額を基準として算定されるものであり、受任時にあらかじめ具体的な金額を定めることが性質上困難であることを併せ考慮すると、委任契約に報酬金額として具体的な金額を明示していなかったとしても、当事者間には報酬金額を上記算定方法に従って決められた相当額にする旨の合意があるというべきであり、したがって、報酬金請求権の内容は、委任事務処理が終了し、弁護士が依頼者に対し報酬金を請求した時点で確定されたものと考えられる。

さらに、①原告が依頼者との間で締結した委任契約において、委任事務処理終了後報酬金について改めて協議する旨の文言がなく、かえって、報酬金額をA弁護士会報酬規程に基づいて原告が依頼者に請求する金額とすることを想定している定型文言が記載された契約書があること（前段落掲記の甲号各証。ただし、甲13、40の1、41の1、63の1、109の1及び137の1を除く。）、②原告が、依頼者に送付した請求書に記載された金額が原告の希望にすぎず、この点について改めて合意する予定であることを依頼者に説明した形跡がうかがわれないうこと及び③原告が一部の報酬金を預り金債務と相殺する旨の意思表示をしているところ（甲33、49、56、90、93、100、101、126、145、147、150、159、乙10（いずれも枝番を含む。）など）、これが、報酬金に関する依頼者との間の何らかの合意に基づくものであったと認めるに足りる証拠がないこと等の事情によれば、原告としても、当時、委任事務処理の終了後合意がなくとも報酬請求権が権利として確定したものと取り扱っていたと推認できるのであるから、原告の上記主張は採用できない。

- (4) また、原告は、多重債務者の整理事件の場合、弁護士は、成功報酬の分割收受を認めているが、法的手続が採られ、債権者からの追及を受けなくなると、弁護士報酬も支払わなくなる依頼者が少なくなく、分割金が約束どおりに支払われない事態がしばしば起こるが、これらの報酬金の支払を求めて、弁護士が依頼者に対し法的手段をとるよう求めることは弁護士の公益的地位にかんがみ相当でなく、弁護士がこれを貸倒れ処理をすることも現実的には困難であるとして、人的役務の提供が完了し、報酬金額の合意がされていたとしても、現実の回収がされるまでは、報酬金について、権利が確定したということとはできない旨主張する。そして、ここでも、原告は、このような観点は、多重債務者などの貧困者に対する司法アクセスを確保するため、極めて

重要なことであると位置づけて主張している。

ア しかしながら、まず、仮に依頼者の任意の弁済が見込めないことがあるとしても、前記1(2)のとおり、権利確定主義の下では一般に、一定額の金銭の支払を目的とする債権は、その現実の支払がされる以前に右支払があったのと同様に課税され、課税後に至りその債権が貸倒れ等によって回収不能となった場合には、別途対応することが予定されているのであるから、直ちに、現実の入金がないと権利が確定しないということとはできない。のみならず、前記2(3)ウと同様に、弁護士報酬金を任意に支払うかどうかは当該依頼者の個人的な属性によるところが大きいのであり、こうした依頼者の不確定な属性を基準として権利確定時期を決することは、恣意的な運用を招くおそれがあり、相当でない。

イ(ア) 次に、免責申立事件の委任契約について検討するに、免責申立事件においては免責決定が確定し、同手続が終了することによって、委任事務処理が終了し、報酬金請求権が発生すると考えられる。証拠(甲11、13、17の1・2、20の2、28の2、79の1・2並びに甲14、15、18、19、22、23、25ないし27、29、30、35ないし37、39ないし44、47、48、50、53、55ないし59、61ないし78、81、83ないし86、88、89、91、92、104、106、109ないし116、118ないし125、130ないし132、135ないし138、141、143、144、146、149、151、152、154、156ないし159、164のいずれも各枝番1)によれば、原告と依頼者との間で、免責申立事件が終了したとき、又は免責決定が得られたときに報酬金を支払うものとする旨合意しているものがあることが認められるところ、こうした合意も、上記検討でみたところと同趣旨のものとして解される。

(イ) そして、証拠(甲104、106、109ないし116、118ないし125、132、138、146、149、151、152、154、156、159(いずれも枝番を含む。))によれば、原告は免責決定後、依頼者に対し、報酬金を請求していること(なお、甲122の3及び151の5では概算実費の未収分を、また、甲154の4では着手金の未収分を、それぞれ併せて請求している。)、その際に、原告に対する報酬金債務についても免責された旨の説明がされた形跡がないこと、かえって、決定正本がないと免責の効力は生じないなどと記載した上で、原本正本類は全額入金後返却する旨通知していること(甲149の4、151の5、原告本人など)に照らすと、原告としても、当時、免責申立事件に係る報酬金請求権が、免責決定により回収不能となるとは扱っていなかったものと推認することができる。

(ウ) さらに、原告は、免責申立事件を受任した場合について、免責決定の効果によって、報酬金が法律的にも回収不能となる旨主張するものの、証拠(甲20、94、111、119、120、123、124、152、153、191)によれば、原告が本件で回収不能であると主張している報酬金請求権のうち、現実には回収されているものがあることが認められる。

なお、この点に関し、原告は甲111の2、119の2、120の2、123

の2、124の2及び152の2は、入金管理のためのメモとして入力していたパソコンのデータであるが、必ずしもすべての入金が入力されているわけではなく、誤った入力修正されていない部分もあり、信用性がない旨主張し、甲177及び191にはこれにそう部分がある。しかしながら、上記データは、甲111の6（元帳）と一致する記載があり、また、入金日付が不定期であったり、入金額に変動があり、具体性に富むものである。さらに、乙3によれば、原告が依頼者に発出した請求書は、このパソコンデータ及びそれを扱うプログラムを利用して作成されたことが認められる。こうした事情にかんがみると、同パソコンデータは、誤記や不正確な点がある可能性を完全には否定できないものの、ほかにその信用性を否定する明確な証拠のない限り、信用性を認めることができる。そして、上記のものに関する限りは、各記載内容についても信用性を疑うべき具体的な事情はうかがわれない。

ウ こうした事情によれば、原告の前記冒頭の主張は採用できず、以上のように考えることが、本件の具体的事案を離れて、原告が主張するように、直ちに貧困者の司法アクセスを確保できなくするというところに繋がるということもできないのは、前記着手金の場合と同様である。

【判示(8)】 (5) 以上によれば、報酬金請求権は、委任事務処理が終了した時点（委任契約に、原告が請求した時とする特約がある場合には、請求があったとき）に権利が確定するというべきであるから、当該時点の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当である。また、消費税に関しても、同時点の属する期間に資産等の譲渡があったと解するのが相当である。

5 以上を踏まえ、当事者に争いのある収入の有無又は金額について、収入の類型や依頼者ごとに検討することとする。

(1) 着手金及び概算実費

ア 前記2及び3の検討によれば、着手金請求権及び概算実費請求権は、受任時に権利として確定したというべきであるから、各受任の日の属する年の収入として計上すべきである。

イ これに対し、原告は、別紙6（平成13年分）の番号2、12、17、19、25、41、44、61、67、73、75、76、78、94、98、101、111、114、116、119、123、130、138、141、151、152、155、167、174、185、191、207、237、238、242、243、261、262、264、269、別紙7（平成14年分）の番号15、16、25、29、34、39、41、47、48、53、54、68、72、73、77、95、96、109、110、118、126、132、151、156、164、177、178、195、200、202、203、219、222、224、235、238、240、284、288、292、293、295、307、327、330、340の各依頼者について、免責決定が当該年になされなかったことから、役務の提供が完了していないとして、各年に着手金報酬請求権の全額について、権利が確定したことを争うが、前記2のとおり、採用できない。

【判示(9)】 ウ また、原告は、別紙6の番号250（乙）及び別紙7の番号343（丙。ただし、

着手金のうち11万5000円)の各依頼者について、着手金が回収不能であるとして、これらの着手金を各年の収入に計上すべきでない旨主張するが、前記2(3)ウのとおり、これらの着手金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、着手金請求権の権利確定を左右しない(ちなみに、原告の主張によれば、原告は、平成18年に前者の着手金を全額回収し終わっている)。

エ 以下の依頼者との関係では、原告との委任契約が委任事務処理の途中で終了し、又は変更されたことが認められるので、個別に検討するが、いずれについても、以下に述べる各理由によって、前記アの判断を左右するものではない。

(ア) 別紙6の番号19(丁。甲18の3)、114(戊。甲14の3)、別紙7の番号340(B。甲70の3)について

掲記の証拠によれば、原告は、上記各依頼者との間の委任契約を途中で解約していることが認められるが、原告が各依頼者に対し、着手金の全部又は一部を返還した形跡はうかがわれない。

(イ) 別紙6の番号67(C、D)について

甲17の4・5によれば、原告が平成13年3月7日付けで委任契約を締結したが、平成17年7月27日にこれを合意解除し、既受領の着手金について返還義務を負わない旨合意したことが認められる。しかしながら、着手金請求権は、受任時にその権利が確定するのであるから、その後の課税期間において、減額の合意ないし受領した金員の一部返還があったとしても関係はない。なお、これらの依頼者については、着手金の一部しか支払われていないことが認められるが、同着手金請求権は受任時に確定したというべきであるから、このことは、着手金請求権の権利確定の事実を左右するものではない。

(ウ) 別紙6の番号101(E)、264(F)、別紙7の番号178(G)について

甲19の1～3によれば、原告がEとの間で、平成13年3月13日付けで委任契約を締結したが、平成15年4月2日にこれを合意解除し、着手金及び概算実費の半額を返還する旨合意したことが認められる。また、甲140の1～3によれば、原告がFとの間で、平成13年5月28日付けで委任契約を締結したが、同年8月24日付けで辞任予告通知をし、その後、同人に対し9万9685円(振込手数料315円別)を送金したことが認められる(ただし、本件全証拠によっても、同送金が本件で問題となっている平成13年又は14年に行われた形跡はうかがわれないので、同送金分を平成13年又は平成14年の収入から控除することは相当でない)。さらに、甲73の1・3・5によれば、原告がGとの間で、平成14年11月6日付けで委任契約を締結したが、平成17年5月10日付けで、辞任通知を發出し、かつ、着手金10万円を返還したことが認められる。しかしながら、着手金請求権は、受任時にその権利が確定するのであるから、その後の課税期間において、減額の合意ないし受領した金員の一部返還があったとしても関係はない。

(エ) 原別紙6の番号73(H)について

原告は、着手金を減額する旨の合意があったと主張する。

a この点について、甲26の1～4によれば、原告と、H及び有限会社Iは、平成13年6月12日付けで、着手金を178万5000円、概算実費30万円とする約定で有限会社Iの破産事件と、Hの破産免責申立事件に関する委任契約を締結し、原告は、これに基づき、同日付けで、H及び有限会社Iの債権者に対し、受任通知を発出し、平成15年8月4日、Hに対する免責決定がされたこと及び平成14年11月22日までに、上記着手金のうち合計116万5000円が支払われたことが認められる。

b 原告は、こうした事実関係の下で、平成14年5月29日、上記着手金が126万円に、また、上記概算実費が10万円に減額することが合意された旨主張し、原告の入金管理のメモであるパソコンデータである甲26の2には、これにそう部分がある。

しかしながら、証拠（甲20の3、71の2、133の2、145の2、155の3、160の2、乙2ないし4、10、11、15、17）によれば、同パソコンデータには、本件における処分後に、原告の主張する事実関係にそうよう加除訂正された部分があることが認められ、上記原告の主張にそう甲26の2の記載も同様に修正された可能性が否定できないので、これによって、原告の上記主張事実を認めるには足りず、ほかに原告の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

(オ) 別紙7の番号307(J)について

原告は、上記Jの着手金が当初21万円、概算実費5万円と合意されていたのが、平成15年4月10日、概算実費を2万円に減額する旨合意された旨主張するが、仮にこのような合意があったとしても、概算実費請求権は、受任時にその権利が確定するのであるから、その後、減額の合意があったとしても関係はない。

オ 別紙6の番号10(K)、51(L)について

被告は、原告と上記各依頼者との間に委任契約が成立した旨主張し、甲135の1には被告の主張にそう記載がある。

しかしながら、証拠（甲133の1～3、乙4）及び弁論の全趣旨によれば、Kと原告は、平成13年6月ころ、契約解除交渉事件の委任契約の締結について協議し、原告は委任契約書を作成し、着手金16万8000円及び概算実費1万円の入金予定がある旨アクセスデータに記入したが、Kは上記着手金及び概算実費を支払わず、契約書に署名しないままこれを原告に返送したことが認められ、これらの事実によれば、Kと原告との間に、委任契約が成立しなかったことが認められる。そうすると、原告に上記着手金及び概算実費相当の入金があったということはできない。

また、甲135の1～3によれば、Lと原告は、平成13年10月22日付けで、着手金を31万5000円（同年10月末日限り10万円、同年11月15日限り10万円、同月末日限り10万円、同年12月15日限り1万5000円を支払う。）、概算実費5万円（同年12月15日限り支払う。）との約定で、Lの破産免

責事件について委任契約を締結したが、着手金の支払がなかったことから、平成14年5月20日、原告がLに対し、上記契約は不成立ということで処理する旨通知したことが認められる。そうすると、原告に上記着手金及び概算実費相当の入金があったということとはできない。

これらの事実によれば、これらの者に関する着手金請求権及び概算実費請求権はないとみるべきである。

(2) 報酬金

ア 前記4のとおり、原告の報酬金請求権は、委任事務処理終了時に発生し、原告が依頼者に対し報酬金を請求した時にその権利が確定する。

イ 原告は、別紙6の番号5、64、166、184及び別紙7の番号3、11、38、100、111、162、183、231、232、242、247ないし249、272、329の各依頼者については、報酬金について具体的な合意がなかったとして、報酬金を当該年の収入に計上することを争うが、前記4のとおり、報酬金請求権が権利として確定するために、委任事務処理の終了後に改めて報酬金について合意することは必要でないので、採用できない。

【判示(10)】

ウ また、原告は、別紙6の番号38、125、219、248及び別紙7の番号46、69、76、90、117、129、155、185、188、286、297、314、321、331、343の各依頼者について、報酬金が回収不能であるとして、これらの報酬金を請求した各年の収入に計上すべきでない旨主張する。しかしながら、前記4のとおり、これらの報酬金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、報酬金請求権の権利確定を左右しない。

(3) その他

ア 別紙6の番号18 (M) について

被告は、原告がMに係る地代供託の件について、平成13年6月22日、供託手数料3万2000円、交通費1万6950円及び消費税1600円合計5万0550円を、同年12月28日に、供託手数料3万2000円、交通費1万7150円及び消費税1600円の合計5万0750円を各請求したことから、平成13年には、上記依頼者に関し、合計10万1300円の収入がある旨主張する。

これに対し、原告は、上記交通費はいずれも委任事務処理費用として支出された実額であり、概算実費と異なり原告の収入とされるべきものではない旨主張し、また、平成13年6月22日の交通費が1万6950円とされたのは誤記であり、実際には1万6690円であった(過払い分260円は供託金手数料額3万3600円(消費税相当額を含む。)に加算して申告した。)旨主張する。

そこで検討するに、証拠(甲134の1~6、乙11、30)によれば、原告は、いずれも「地代供託の件」について、平成13年6月22日、供託手数料3万2000円、交通費1万6950円及び消費税1600円合計5万0550円を請求したところ、同月26日、報酬(消費税相当額を含む。)として3万3600円、交通費として1万6690円、更に「売上実費収入繰」として扱われた260円合計5万0550円の支払を受けたこと、同年12月28日、供託手数料3万2000

円、交通費1万7150円及び消費税1600円の合計5万0750円を各請求し、平成14年1月8日、報酬3万3600円（消費税相当額を含む。）及び交通費1万7150円の支払を受けたことが認められる。

そして、本件が地代供託に係る事務処理の委任であり、概算実費を受け取る必要性が必ずしも認められないこと、その名目が「概算実費」でなく、単に「交通費」とされていること、及び、その請求が委任事務処理後に行われていることによれば、上記「交通費」は交通費の実額の補てんを求めたものと解される。そして、こうした交通費の実費は、委任事務処理費用として、委任者が負担すべきものであるため、これを受任者である原告の収入とみるべきではない。

そうすると、Mに係る原告の平成13年の収入は、3万3860円及び3万3600円の合計6万7460円であるというべきである。

イ 別紙6の番号96（N）及び97（O）について

原告は、平成13年、Nについて収入がなく、Oについて47万円の収入があった旨主張し、乙5の1～3（原告の元帳）にはこれにそう部分がある。これに対し、被告は、Nについて47万円の収入があり、Oについては収入がない旨主張する。

そこで検討するに、甲136の1によれば、OはNを代理して、原告と委任契約を締結し、報酬を支払ったことが認められるので、被告の主張どおり、Nについて47万円の収入があり、Oについては、収入がなかったことが認められる。

ウ 別紙6の番号232（P協会Q）について

被告は、着手金17万8500円と概算実費2万円の約定があり、これに基づき、平成13年、原告に合計19万8500円の収入があった旨主張する。これに対し、原告は、上記2万円は概算実費でなく、一般民事の預り金、すなわち実費の預り金であり、概算実費と異なり、原告の収入に当たらない旨主張する。

そこで検討するに、甲139の1～3によれば、Qと原告は、平成13年8月8日、着手金17万8500円、「実費等」2万円の約定で、Qの不当利得返還請求事件について委任契約を締結し、同月31日、P協会からこれらの金員相当額が支払われたことが認められるが、本件全証拠によっても、上記実費の内訳が明らかにされ、精算された形跡はうかがわれないので、上記2万円を実費の預り金とみることはできず、これは、原告の収入に当たるといふべきである。

エ 別紙7の番号20（M）について

被告は、平成14年6月25日に手数料3万3600円及び交通費1万7150円（合計5万0750円）を請求し、また、平成15年1月9日、Mから5万0750円の入金を受けており、これは、原告が平成14年中にMに対し請求したものであるから、原告の平成14年の収入に当たる旨主張する（合計10万1500円）。

これに対し、原告は、上記交通費はいずれも実費であり、原告の収入とされるべきではない旨主張するとともに、平成15年1月9日に入金された5万0750円は、同月6日に請求したものであり、平成14年中に同金員に関し、権利が確定していなかった旨主張する。

そこで検討するに、証拠（甲155の1・3、乙12）に加え、報酬金請求権は、委任事務処理終了時に発生し、原告が請求した時にその権利が確定することによれ

ば、原告はMから受任した地代の供託に関する事務について、交通費の実額を請求する扱いをしていたことが認められ、このことによれば、上記交通費も概算実費でなく、委任事務処理費用の実費であるというべきであるから、これを原告の収入ということとはできない。

また、乙12によれば、原告は平成14年12月22日、Mの委任事務処理に関し、旅費交通費1万6890円を支出したことが認められ、また、同月25日、同人の預り金実費勘定から26万3520円の出金があったことが認められる。これによれば、原告は同月22日ないし25日ころ、Mから受任した地代供託の事務を行ったと推認される。そして、甲155の3・4に原告が平成15年1月6日、Mに対し、報酬として3万2000円（消費税相当額別）を請求した旨の記載があること及び本件全証拠によっても、平成14年12月22日ないし25日ころから上記入金があった平成15年1月9日までの間に、原告がほかにMのための業務を行った形跡がないことによれば、上記平成14年12月22日ないし25日ころに行われた業務に係る報酬金が確定したのは、平成15年1月6日であることが認められ、これを覆すに足る証拠はない。そうすると、上記報酬金3万2000円（消費税相当額込みで3万3600円）についても、原告の平成14年の収入に計上することはできない。

したがって、原告の上記依頼者に係る平成14年の収入は、5万0750円（10万1500円－1万7150円－3万3600円）となる。

オ 別紙7の番号33Rについて

被告は、平成14年中の報酬が10万5000円あった旨主張し、原告は、同年中に支払のあった9万円に限り、収入があった旨主張する。

そこで検討するに、証拠（甲156の1～4、乙26）によれば、Rと原告は、平成12年10月20日付けで、報酬金10万5000円を免責決定時に支払う約定で、Rの破産免責事件について委任契約を締結したこと、平成14年5月29日、Rに対する免責決定がされたこと、上記報酬のうち、1万5000円については、同年5月31日、Rからの預り金より充当する方法で弁済され、残額9万円については、同年7月から11月にかけて支払われたことが認められる。

これによれば、上記依頼者に係る原告の平成14年の収入は10万5000円となる。

カ 別紙7の番号128（S）及び129（S）について

原告本人の陳述書（甲191）において、被告は番号128と番号129の受任事件を混同しており、番号128の収入額として被告が主張すべき金額は、24万円ではなく、21万1990円（着手金21万円と実費収入組入分1990円の合計額）であるとする部分がある。

証拠（甲153の1～6、乙20、30（平成14年1月22日欄））によれば、原告は、平成13年5月9日、Sとの間で、報酬金31万5000円の約定で、同人の民事再生申立事件を受任し、平成14年2月27日、同人に対する再生計画が認可されたこと、同委任契約によれば、報酬金は一括払いの約定であったが、Sは、これを平成14年5月から平成15年2月まで1か月3万円ずつ及び同年3月に

1万5000円の分割で支払ったこと並びに平成14年1月22日、同人との間で、同人の建築請負契約に関する示談解決事件について、実費預り金として1万円、着手金として21万円の支払を受けたことが認められる。これらのことに照らすと、番号128の欄に記載されるべき金額は、上記建築請負契約に関する示談解決事件に係る着手金21万円及び原告が自認する実費収入組入分1990円の合計21万1990円であるというべきである。

キ 別紙7の番号230 (T) について

被告は、原告が平成14年7月5日、着手金として26万5000円を請求したとし、同額が平成14年の収入に当たる旨主張し、乙15にはこれにそう部分がある。原告は、同金額は、本来25万円及びこれに対する消費税相当額の合計26万2500円の誤記であった旨主張する。

甲160の1によれば、原告の事務員は、Tとの間で、平成14年7月5日、着手金を25万円及びこれに対する消費税相当額とすることを電話で確認した旨の記載があり、これによれば、上記依頼者に係る原告の平成14年の収入は、26万2500円であることが認められる。乙15は、原告の入金管理のためのメモであり、その性質上誤記がある可能性が否定できないので、この認定を覆すに足りない。

ク 別紙7の番号273 (U) に係る報酬金について

被告はこれが10万5000円であった旨主張するのに対し、原告はこれが9万円にとどまる旨主張する。

証拠(甲164の1~4、乙27、30)によれば、Uと原告は、平成13年3月1日付けで、報酬金10万円を免責決定時に支払う約定で、Uの破産事件について委任契約を締結したこと、平成14年5月29日、Uに対する免責決定がされたこと、上記報酬のうち6万円が同年6月3日までに支払われ、4万5000円が、同月から同年10月にかけて分割で支払われたことが認められる。これらによれば、Uに係る報酬金は10万5000円であることが認められる。

ケ 別紙7の番号276 (V) について

被告は、原告が、Vに係る準強制わいせつ事件について、平成14年6月12日、同人に対し、手数料6万円を請求し、同年4月4日、着手金56万円を請求した旨主張する。

これに対し、原告は、上記手数料6万円は、別紙7の番号257の14万8000円に別途計上されており(合計12万円から1割を源泉徴収した額である10万8000円に通訳費用相当額4万円を加算した額)、改めて収入として計上すべきではない旨主張する。

そこで検討するに、証拠(甲165の1~4、乙16、30、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、上記事件は、当初私選弁護であったが、後にP協会の法律扶助を求めるに至った事件であったこと、原告は、平成14年4月4日、着手金として56万円の支払を受けたこと、P協会は同年5月30日、報酬金として12万円、通訳費用として4万円の支給決定をし、同年6月11日、原告に対し、14万8000円を支払ったこと及び原告が同月12日、このうち5万4000円を報酬金として計上し、同月13日、同事件における弁護を共同して受任したZ弁護士に9万

4000円を送金したことが認められる。これらの事情に加え、Z弁護士への送金日に近接した時期にほかにP協会からの入金がないことによれば、別紙7の番号257に記載された14万8000円は、上記支給決定によるものであることが推認され、これを覆すに足りる証拠はない。したがって、上記報酬金6万円のうち、5万4000円は、別紙2の番号257に記載された金員に含まれるものというべきである（上記6万円の残額6000円は、源泉徴収された金額に相当するが、P協会からの支払が原告に対するものであることからすると、上記源泉徴収も原告について行われたものであると推認され、これを覆すに足りる証拠はないから、上記6000円は原告の収入とみるほかない。）。

以上によれば、別紙7の番号276の項目で計上されるべき原告の収入は、6万円から上記5万4000円を控除した残額の6000円に、着手金として支払を受けた56万円の合計56万6000円ということになる。

コ 別紙6の番号78（W）に係る着手金及び概算実費について

被告は、当初、上記着手金等を94万円と主張していたが、その後、これを99万2500円と訂正したので、この点につき検討する。

甲22の1によれば、原告とWは、平成13年4月24日、W及び株式会社Xの破産免責申立事件について、着手金を84万円、概算実費を10万円とする委任契約を締結したことが認められる。また、証拠（甲22の2、乙25）及び弁論の全趣旨によれば、原告とWは、平成13年中に、Wの母の任意整理事件について、着手金5万2500円の約定で委任契約を締結したことが認められる。これらの事情によれば、原告の上記依頼者に係る平成13年の収入は、被告の上記訂正後の主張のとおり、99万2500円であることが認められる。

- 6 以上によれば、原告の事業所得における総収入金額は、平成13年においては別紙6のとおり、1億0695万1212円となり、平成14年においては、別紙7のとおり、1億0158万9613円となるから、これらの点に関する被告の主張は、これらの金額の限度で理由があり、その余については理由がない。

しかしながら、原告が納付すべき所得税額は、別紙8のとおり、平成13年には1117万3400円となり、平成14年には△159万3600円となる。これは、本件各所得税更正処分（平成17年3月14日付けの裁決により一部取り消された後のもの。以下同じ。）による原告の所得税の納付すべき税額又は還付金の額に相当する所得税の額を、平成13年分（更正処分による納付すべき所得税額は1107万1300円）、平成14年分（更正処分による納付すべき所得税額は△168万2000円）のいずれについても上回るから、本件各所得税更正処分はいずれも適法である。

同様に、原告の本件係争各年分の消費税等の額は、別紙8のとおり、平成13年課税期間については、240万0500円となり、平成14年課税期間については、23万0500円となり、いずれも本件各消費税等更正処分（平成17年3月14日付けの裁決により一部取り消された後のもの。以下同じ。）による原告の納付すべき消費税等の額を上回るから、本件各消費税等更正処分はいずれも適法である。さらに、本件各賦課決定処分についても、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があった旨の具体的な主張も立証もないことから、いずれも適法であるというべきである。

7 よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大門 匡

裁判官 吉田 徹

裁判官 倉澤 守春

(別紙1)

(所得税関係計算書)

区分	年		平成12年分	平成13年分	平成14年分
	項目				
確定申告	総所得金額		17,523,934	46,229,304	30,945,567
	内訳	事業所得の金額	8,231,906	33,346,680	15,262,406
		不動産所得の金額	△579,970	1,614,624	4,227,590
		配当所得の金額	200,000	200,000	200,984
		給与所得の金額	9,671,998	11,068,000	11,254,587
	所得控除の合計額		2,045,942	2,008,770	2,009,370
	課税総所得金額		15,477,000	44,220,000	28,936,000
	配当控除額		10,000	—	10,049
納付すべき税額		△858,208	9,069,200	△2,850,500	
更正処分等	総所得金額		18,449,555	52,674,644	34,496,962
	内訳	事業所得の金額	9,157,527	39,792,020	18,813,801
		不動産所得の金額	△579,970	1,614,624	4,227,590
		配当所得の金額	200,000	200,000	200,984
		給与所得の金額	9,671,998	11,068,000	11,254,587
	所得控除の合計額		2,045,942	2,008,770	2,009,370
	課税総所得金額		16,403,000	50,665,000	32,487,000
	配当控除額		10,000	10,000	10,049
	納付すべき税額		△580,408	11,443,900	△1,536,600
	過少申告加算税の額		27,000	237,000	131,000
裁決	総所得金額			51,667,144	34,103,712
	内訳	事業所得の金額		38,784,520	18,420,551
		不動産所得の金額		1,614,624	4,227,590
		配当所得の金額		200,000	200,984
		給与所得の金額		11,068,000	11,254,587
	所得控除の合計額			2,008,770	2,009,370
	課税総所得金額			49,658,000	32,094,000
	配当控除額			10,000	10,049
	納付すべき税額			11,071,300	△1,682,000
	過少申告加算税の額			200,000	116,000
取消訴訟	総所得金額			46,089,304	30,711,567
	内訳	事業所得の金額		33,206,680	15,028,406
		不動産所得の金額		1,614,624	4,227,590
		配当所得の金額		200,000	200,984
		給与所得の金額		11,068,000	11,254,587
	所得控除の合計額			2,008,770	2,009,370
	課税総所得金額			44,080,000	28,702,000
	配当控除額			10,000	10,049
	納付すべき税額			9,017,400	△2,937,000
	過少申告加算税の額			0	0

(注)「不動産所得の金額」欄の△印は損失金額を、また、「納付すべき税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を、それぞれ示す。以下同じ。

(別紙2)

(消費税関係計算書)

区分	課税期間 項目	平成12年分	平成13年分	平成14年分
		確定申告	課税標準額	71,422,000
	仕入税額控除の額	4,352,038	2,781,516	3,580,677
	納付すべき消費税額	△1,495,158	1,708,600	909,200
	納付すべき地方消費税額	△373,789	427,100	227,300
更正処分等	課税標準額	72,305,000	118,393,000	115,629,000
	仕入税額控除の額	4,352,038	2,781,516	3,580,677
	納付すべき消費税額	△1,459,838	1,954,200	1,044,400
	納付すべき地方消費税額	△364,959	488,500	261,100
	過少申告加算税の額	—	30,000	16,000
裁決	課税標準額		117,525,000	115,478,000
	仕入税額控除の額		2,791,040	3,589,591
	納付すべき消費税額		1,909,900	1,029,500
	納付すべき地方消費税額		477,400	257,300
	過少申告加算税の額		25,000	15,000
取消訴訟	課税標準額		106,796,000	109,017,000
	仕入税額控除の額		2,781,516	3,580,677
	納付すべき消費税額		1,480,800	771,000
	納付すべき地方消費税額		370,200	192,700
	過少申告加算税の額			

(注) 「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。以下同じ。

(別紙3)

課税処分の経緯 (所得税)

(単位：円)

区分		平成13年分				
		確定申告 平成14年3月2日	更正 平成14年6月14日	更正 平成16年2月26日	審査請求 平成16年4月1日	審査裁決 平成17年3月14日
総所得金額		46,229,304	46,229,304	52,674,644	46,229,304	51,667,144
内訳	事業所得の金額	33,346,680	33,346,680	39,792,020	33,346,680	38,784,520
	不動産所得の金額	1,614,624	1,614,624	1,614,624	1,614,624	1,614,624
	配当所得の金額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	給与所得の金額	11,068,000	11,068,000	11,068,000	11,068,000	11,068,000
所得控除の合計額		2,008,770	2,008,770	2,008,770	2,008,770	2,008,770
課税総所得金額		44,220,000	44,220,000	50,665,000	44,220,000	49,658,000
課税総所得金額 に対する税額		13,871,400	13,871,400	16,256,050	13,871,400	15,883,460
配当控除		0	10,000	10,000	10,000	10,000
定率減税額		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		4,552,102	4,552,102	4,552,102	4,552,102	4,552,102
申告納税額		9,069,200	9,059,200	11,443,900	9,059,200	11,071,300
予定納税額		0	0	0	0	0
納付すべき税額		9,069,200	9,059,200	11,443,900	9,059,200	11,071,300
過少申告加算税				237,000		200,000

課税処分の経緯（所得税）

（単位：円）

区分		平成14年分			
		確定申告 平成15年3月10日	更正 平成16年2月26日	審査請求 平成16年4月1日	審査裁決 平成17年3月14日
総所得金額		30,945,567	34,496,962	30,945,567	34,103,712
内訳	事業所得の金額	15,262,406	18,813,801	15,262,406	18,420,551
	不動産所得の金額	4,227,590	4,227,590	4,227,590	4,227,590
	配当所得の金額	200,984	200,984	200,984	200,984
	給与所得の金額	11,254,587	11,254,587	11,254,587	11,254,587
所得控除の合計額		2,009,370	2,009,370	2,009,370	2,009,370
課税総所得金額		28,936,000	32,487,000	28,936,000	32,094,000
課税総所得金額 に対する税額		8,216,320	9,530,190	8,216,320	9,384,780
配当控除		10,049	10,049	10,049	10,049
定率減税額		250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		4,767,322	4,767,322	4,767,322	4,767,322
申告納税額		3,188,900	4,502,800	3,188,900	4,357,400
予定納税額		6,039,400	6,039,400	6,039,400	6,039,400
納付すべき税額		▲2,850,500	▲1,536,600	▲2,850,500	▲1,682,000
過少申告加算税			131,000		116,000

（注）納付すべき税額欄における▲印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別紙4)

課税処分の経緯 (消費税)

(単位：円)

区分		平成13年課税期間				
		確定申告 平成14年3月2日	更正 平成16年2月26日	異議申立て 平成16年4月1日	審査請求 平成16年6月14日	審査裁決 平成17年3月14日
消費税	課税標準額	112,255,000	118,393,000	112,255,000	112,255,000	117,525,000
	消費税額	4,490,200	4,735,720	4,490,200	4,490,200	4,701,000
	控除税額	2,781,516	2,781,516	2,781,516	2,781,516	2,791,040
	中間納付税額	0	0	0	0	0
	納付税額	1,708,600	1,954,200	1,708,600	1,708,600	1,909,900
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	1,708,600	1,954,200	1,708,600	1,708,600	1,909,900
	譲渡割納税額	427,100	488,500	427,100	427,100	477,400
	中間納付譲渡割額	0	0	0	0	0
	地方消費税納付譲渡割額	427,100	488,500	427,100	427,100	477,400
消費税及び地方消費税の合計税額		2,135,700	2,442,700	2,135,700	2,135,700	2,387,300
過少申告加算税			30,000			25,000

(注) 異議申立てについては、国税通則法第89条1項(合意によるみなす審査請求)の規定により、原告から同意があった日に審査請求とみなされた。

課税処分の経緯（消費税）

（単位：円）

区分		平成14年課税期間				
		確定申告 平成15年3月10日	更正 平成16年2月26日	異議申立て 平成16年4月1日	審査請求 平成16年6月14日	審査裁決 平成17年3月14日
消費税	課税標準額	112,247,000	115,629,000	112,247,000	112,247,000	115,478,000
	消費税額	4,489,880	4,625,160	4,489,880	4,489,880	4,619,120
	控除税額	3,580,677	3,580,677	3,580,677	3,580,677	3,589,591
	中間納付税額	854,200	854,200	854,200	854,200	854,200
	納付税額	55,000	190,200	55,000	55,000	175,300
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	909,200	1,044,400	909,200	909,200	1,029,500
	譲渡割納税額	227,300	261,100	227,300	227,300	257,300
	中間納付譲渡割額	213,500	213,500	213,500	213,500	213,500
	地方消費税納付譲渡割額	13,800	47,600	13,800	13,800	43,800
消費税及び地方消費税の合計税額		68,800	237,800	68,800	68,800	219,100
過少申告加算税			16,000			15,000

（注）異議申立てについては、国税通則法第89条1項（合意によるみなす審査請求）の規定により、原告から同意があった日に審査請求とみなされた。

(別紙5)

課税の根拠

1 平成13年分所得税

被告が本訴において主張する原告の平成13年分所得税の総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 5310万7588円

上記金額は、次のアないしエの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 4022万4964円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 総収入金額 1億1610万9216円

上記金額は、原告の平成13年分の事業所得に係る総収入金額であり、別表1の「1 平成13年分の弁護士報酬等」の「本訴における被告主張額」の「総収入金額」欄の金額である。

(イ) 必要経費の額 7588万4252円

上記金額は、原告が平成13年分所得税の事業所得の金額の計算上必要経費として確定申告(以下、同確定申告に係る申告書を「平成13年分所得税確定申告書」という。)した金額7563万4252円と、平成12年分の事業所得の計算上、総収入金額に計上されたYに係る着手金について、委任契約が解除されたことにより回収できないと認められる金額25万円の合計額である。

イ 不動産所得の金額 161万4624円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 配当所得の金額 20万円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 給与所得の金額 1106万8000円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

(2) 所得控除の合計額 200万8770円

上記金額は、原告の平成13年分の総所得金額から控除すべき各種所得控除の合計額であり、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

(3) 課税総所得金額 5109万8000円

上記金額は、上記(1)総所得金額5310万7588円から、上記(2)の所得控除の合計額200万8770円を差し引いた後の金額(国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(4) 納付すべき税額 1160万4100円

上記金額は、次のアの金額からイないしエの各金額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1641万6260円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額5109万8000円に所得税法89条1項(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号、以下「負担軽減措置法」という。)4条の特例を適用したもの。以下同じ。)に規

定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除 1万円

上記金額は、上記(1)ウの配当所得の金額に所得税法92条1項の規定を適用して算出した金額である。

ウ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条の規定により算出した金額であり、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 源泉徴収税額 455万2102円

上記金額は、原告が平成13年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

2 平成14年分所得税

被告が本訴において主張する原告の平成14年分所得税の総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 3471万7813円

上記金額は、次のアないしエの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 1903万4652円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 総収入金額 1億1175万4570円

上記金額は、原告の平成14年分の事業所得に係る総収入金額であり、別表1の「2 平成14年分の弁護士報酬等」の「本訴における被告主張額」の「総収入金額」欄の金額である。

(イ) 必要経費の額 9271万9918円

上記金額は、原告が平成14年分の事業所得の金額の計算上必要経費として確定申告(以下、同確定申告に係る申告書を「平成14年分所得税確定申告書」という。)した金額9176万0918円と、平成13年分の事業所得の計算上、総収入金額に計上された丁に係る着手金について、委任契約が解除されたことにより回収できないと認められる金額23万4000円及び原告がH及び有限会社Iを委任者として平成13年6月12日に作成し取り交わした契約書記載の金額(着手金178万5000円、概算実費30万円)が同14年5月29日に変更(変更後着手金126万円、概算実費10万円)したことにより減少した金額72万5千円との合計額である。

イ 不動産所得の金額 422万7590円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 配当所得の金額 20万0984円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 給与所得の金額 1125万4587円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

(2) 所得控除の合計額 200万9370円

上記金額は、原告の平成14年分の総所得金額から控除すべき各種所得控除の合計額であり、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

(3) 課税総所得金額 3270万8000円

上記金額は、上記(1)総所得金額3471万7813円から、上記(2)の所得控除の合計額200万9370円を差し引いた後の金額である。

(4) 納付すべき税額 △145万4900円

上記金額は、次のアの金額からイないしエの各金額を差し引いた後の金額からさらにオの金額を差し引いた後の金額である。

なお、「△」は還付金の額に相当する税額を示す。

ア 課税総所得金額に対する税額 961万1960円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額3270万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除 1万0050円

上記金額は、前記(1)ウの配当所得の金額に所得税法92条1項の規定を適用して算出した金額である。

ウ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条の規定により算出した金額であり、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した定率減税額と同額である。

エ 源泉徴収税額 476万7322円

上記金額は、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

オ 予定納税額 603万9400円

上記金額は、所得税法104条に基づいて原告が予定納税額として第一期及び第二期において納付した金額であり、原告が平成14年分所得税確定申告書に記載した金額と同額である。

3 平成13年課税期間の消費税等

被告が本訴において主張する原告の平成13年課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 消費税

ア 課税標準額 1億1889万7000円

上記金額は、原告の平成13年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額であり、原告の「自平成13年1月1日至平成13年12月31日課税期間分の消費税等の確定申告書」（以下「平成13年消費税等確定申告書」という。）の附表の2に記載されている課税売上額1億1210万8940円（附表2①参照）に、同課税期間に係る課税資産の譲渡等の対価の額として本来計上すべきであった金額712万8284円（別表1「1 平成13年分の弁護士報酬等」の「申告額」と「本訴における被告主張額」との差額）に105分の100を乗じた金額678万8841円を加算した金額である（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ）。

イ 消費税額 475万5880円

上記金額は、上記アの金額に消費税法29条に規定する消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 277万5631円

上記金額は、原告が平成13年消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 返還等対価に係る税額 5885円

上記金額は、原告が平成13年消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。

オ 貸倒れに係る税額 9524円

上記金額は、前記1(1)アで述べたYに係る着手金について、回収できないと認められる金額

25万円に係る消費税額である。

カ 差引納付すべき税額 196万4800円

上記金額は、上記イの金額からウないしオの各金額を差し引いた後の金額である（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）。

(2) 地方消費税

ア 課税標準となる消費税額 196万4800円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法77条の82の規定により、上記(1)カの本金額となる。

イ 譲渡割額 49万1200円

上記金額は、上記アの金額に、地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額である（ただし、地方税法20条の4の2第3項に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）

ウ 差引納付すべき譲渡割額 49万1200円

上記金額は、上記イの金額と同額である。

(3) 消費税等の合計税額 245万6000円

上記金額は、上記(1)カの本金額と(2)ウの本金額の合計額である。

4 平成14年課税期間の消費税等

被告が本訴において主張する原告の平成14年課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 消費税

ア 課税標準額 1億1675万3000円

上記金額は、原告の平成14年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額であり、原告の「自平成14年1月1日至平成14年12月31日課税期間分の消費税等の確定申告書」（以下「平成14年消費税等確定申告書」という。）の付表2に記載されている課税売上額1億1224万7700円（付表2①参照）に、同課税期間に係る課税資産の譲渡等の対価の額として本来計上すべきであった金額473万1246円（別表1「2 平成14年分の弁護士報酬等」の「申告額」と「本訴における被告主張額」との差額）に105分の100を乗じた金額450万5948円を加算した金額である。

イ 消費税額 467万0120円

上記金額は、上記アの金額に消費税法29条に規定する消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 358万0677円

上記金額は、原告が平成14年消費税等確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 返還等対価に係る税額 2万7619円

上記金額は、前記2(1)ア(イ)で述べたとおり、原告とH及び有限会社Iとの間の契約金額の変更に伴い生じるものであり、当初の契約金額（着手金178万5000円、概算実費30万円）と変更後の金額（着手金126万円、概算実費10万円）との差額72万5000円に係る消費税額である（消費税法38条1項）。

オ 貸倒れに係る税額 8914円

上記金額は、前記2(1)ア(イ)で述べた丁に係る着手金について、回収できないと認められる

金額 23万4000円に係る消費税額である。

カ 差引税額 105万2900円

上記金額は、上記イの金額からウないしオの各金額を差し引いた後の金額である。

キ 中間納付税額 85万4200円

上記金額は、消費税法44条（平成15年法律第8号による改正前のもの）の規定により提出があったとみなされた同法48条（平成15年法律第8号による改正前のもの）に規定する中間申告による納付税額であり、原告が平成14年消費税等確定申告書に記載した中間納付税額と同額である。

ク 差引納付すべき税額 19万8700円

上記金額は、上記カの金額からキの金額を差し引いた後の金額である。

(2) 地方消費税

ア 課税標準となる消費税額 105万2900円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法77条の82の規定により、前記(1)カの金額となる。

イ 譲渡割額 26万3200円

上記金額は、上記アの金額に、地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額である。

ウ 中間納付譲渡割額 21万3500円

上記金額は、地方税法72条の87の規定により提出があったとみなされた譲渡割の中間申告による納付税額であり、原告が平成14年消費税等確定申告書に記載した中間納付譲渡割額と同額である。

エ 差引納付すべき譲渡割額 4万9700円

上記金額は、上記イの金額からウの金額を差し引いた後の金額である。

(3) 消費税等の合計納付税額 24万8400円

上記金額は、前記(1)ク of 金額と上記(2)エ of 金額の合計額である。

(別紙5)

別表1

1 平成13年分の弁護士報酬等

		申告額	本訴における被告主張額
1	売上高報酬	97,394,237	108,115,552
2	売上実費収入繰	3,593,031	
3	売上相談料	2,418,925	2,418,925
4	売上顧問料	2,383,500	2,383,500
5	売上その他	827,469	827,469
6	雑収入	2,057,410	2,057,410
7	売上国選	460,860	460,860
8	売上値引	△154,500	△154,500
総収入金額		108,980,932	116,109,216

2 平成14年分の弁護士報酬等

		申告額	本訴における被告主張額
1	売上高報酬	92,407,539	101,964,873
2	売上実費収入繰	4,826,088	
3	売上相談料	3,204,400	3,204,400
4	売上顧問料	1,933,500	1,933,500
5	売上その他	1,633,483	1,633,483
6	雑収入	2,515,782	2,515,782
7	売上国選	502,532	502,532
8	売上値引		
総収入金額		107,023,324	111,754,570

(注) 平成13年分及び14年分の売上高報酬と売上実費収入繰は、原告の元帳上も明確な基準により区分されていないことから、本訴の主張に当たっては便宜上合計して表示した。

(別紙6)

平成13年分

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
1		105,000	105,000	105,000
2		450,000	575,000	575,000
3		260,000	260,000	260,000
4		472,500	0	0
5		440,000	630,000	630,000
6		210,000	210,000	210,000
7		100,000	0	0
8		365,000	365,000	365,000
9		2,250,000	2,250,000	2,250,000
10		0	168,000	0
11		1,618,450	1,618,450	1,618,450
12		420,000	940,000	940,000
13		67,500	0	0
14		210,000	210,000	210,000
15		319,000	319,000	319,000
16		105,000	105,000	105,000
17		2,395,000	2,405,000	2,405,000
18		33,860	101,300	67,460
19		131,000	365,000	365,000
20		52,500	52,500	52,500
21		315,000	315,000	315,000
22		625,000	625,000	625,000
23		157,500	157,500	157,500
24		210,000	210,000	210,000
25		200,000	627,500	627,500
26		147,000	147,000	147,000
27		545,000	545,000	545,000
28		46,380	0	0
29		500,000	500,000	500,000
30		510,000	0	0
31		472,500	472,500	472,500
32		250,000	0	0
33		315,000	315,000	315,000
34		1,050,000	1,050,000	1,050,000
35		2,000	0	0
36		8,000	0	0
37		102,928	102,928	102,928
38		0	210,000	210,000
39		525,000	525,000	525,000
40		976,500	976,500	976,500
41		224,000	365,000	365,000
42		365,000	365,000	365,000
43		470,000	470,000	470,000
44		130,000	262,500	262,500
45		147,000	147,000	147,000
46		1,575,000	1,575,000	1,575,000
47		378,000	378,000	378,000

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
48		105,000	105,000	105,000
49		105,000	105,000	105,000
50		20,000	0	0
51		0	365,000	0
52		105,000	105,000	105,000
53		157,500	157,500	157,500
54		312,500	312,500	312,500
55		105,000	105,000	105,000
56		648,500	648,500	648,500
57		840,000	840,000	840,000
58		30,000	0	0
59		420,000	420,000	420,000
60		45,500	0	0
61		100,000	312,500	312,500
62		107,500	0	0
63		52,500	52,500	52,500
64			105,000	105,000
65		105,000	105,000	105,000
66		210,000	210,000	210,000
67		170,000	625,000	625,000
68		100,000	0	0
69		50,000	0	0
70		105,000	105,000	105,000
71		610,000	610,000	610,000
72		100,000	0	0
73		1,015,000	2,085,000	2,085,000
74		105,000	105,000	105,000
75		190,000	260,000	260,000
76		1,150,000	1,955,000	1,955,000
77		420,000	420,000	420,000
78		800,000	992,500	992,500
79		420,000	420,000	420,000
80		365,000	365,000	365,000
81		950,000	950,000	950,000
82		273,000	273,000	273,000
83		5,000	0	0
84		36,750	36,750	36,750
85		790,000	790,000	790,000
86		170,000	105,000	105,000
87		29,215	29,215	29,215
88		210,000	210,000	210,000
89		956,807	956,807	956,807
90		1,167,710	1,167,710	1,167,710
91		20,000	0	0
92		1,635,050	1,635,050	1,635,050
93		420,000	420,000	420,000
94		300,000	625,000	625,000
95		525,000	525,000	525,000
96		0	470,000	470,000
97		470,000	0	0

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
98		190,000	315,000	315,000
99		260,000	260,000	260,000
100		70,000	0	0
101		130,000	365,000	365,000
102		30,000	0	0
103		430,000	430,000	430,000
104		40,000	40,000	40,000
105		7,000	0	0
106		120,000	120,000	120,000
107		912,000	912,000	912,000
108		731,500	556,500	556,500
109		60,000	0	0
110		396,500	396,500	396,500
111		150,000	470,000	470,000
112		31,500	31,500	31,500
113		420,000	420,000	420,000
114		142,000	365,000	365,000
115		630,000	630,000	630,000
116		230,000	260,000	260,000
117		210,000	210,000	210,000
118		262,500	262,500	262,500
119		320,000	365,000	365,000
120		650,000	0	0
121		63,000	63,000	63,000
122		77,766	77,766	77,766
123		260,000	365,000	365,000
124		365,000	365,000	365,000
125		100,000	105,000	105,000
126		257,250	257,250	257,250
127		200,000	0	0
128		415,000	415,000	415,000
129		105,000	105,000	105,000
130		500,000	1,360,000	1,360,000
131		75,600	75,600	75,600
132		78,964	78,964	78,964
133		575,000	575,000	575,000
134		575,000	575,000	575,000
135		317,500	312,500	312,500
136		260,000	260,000	260,000
137		365,000	365,000	365,000
138		170,000	365,000	365,000
139		60,000	0	0
140		20,000	20,000	20,000
141		300,000	600,000	600,000
142		210,000	210,000	210,000
143		260,000	260,000	260,000
144		650,000	0	0
145		157,500	157,500	157,500
146		365,000	365,000	365,000
147		1,180	1,180	1,180

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
148		8,400	8,400	8,400
149		10,500	10,500	10,500
150		10,500	10,500	10,500
151		300,000	404,250	404,250
152		285,000	365,000	365,000
153		3,500,000	3,500,000	3,500,000
154		420,000	420,000	420,000
155		1,547,500	2,042,500	2,042,500
156		525,000	525,000	525,000
157		100,000	0	0
158		20,000	20,000	20,000
159		260,000	260,000	260,000
160		470,000	470,000	470,000
161		470,000	470,000	470,000
162		45,000	0	0
163		30,000	0	0
164		912,580	912,580	912,580
165		575,000	575,000	575,000
166		0	210,000	210,000
167		170,000	367,500	367,500
168		420,000	420,000	420,000
169		367,500	367,500	367,500
170		2,270,000	2,270,000	2,270,000
171		315,000	315,000	315,000
172		1,043,930	1,043,930	1,043,930
173		264,170	264,170	264,170
174		200,000	470,000	470,000
175		110,410	110,410	110,410
176		210,000	210,000	210,000
177		520,000	470,000	470,000
178		210,000	210,000	210,000
179		600,000	600,000	600,000
180		551,250	551,250	551,250
181		210,000	210,000	210,000
182		105,000	0	0
183		480,082	480,082	480,082
184		5,000	52,500	52,500
185		260,000	1,725,000	1,725,000
186		276,745	276,745	276,745
187		108,590	108,590	108,590
188		78,750	78,750	78,750
189		40,000	0	0
190		420,000	420,000	420,000
191		200,000	315,000	315,000
192		420,000	420,000	420,000
193		155,400	155,400	155,400
194		420,000	420,000	420,000
195		2,440	2,440	2,440
196		52,500	52,500	52,500
197		1,620,407	1,620,407	1,620,407

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
198		172,000	0	0
199		315,590	315,590	315,590
200		525,000	525,000	525,000
201		735,000	735,000	735,000
202		157,500	157,500	157,500
203		365,000	365,000	365,000
204		63,000	63,000	63,000
205		210,000	210,000	210,000
206		160,000	0	0
207		450,000	1,095,000	1,095,000
208		848,625	848,625	848,625
209		530,610	530,610	530,610
210		120,000	120,000	120,000
211		848,825	848,825	848,825
212		210,000	210,000	210,000
213		210,000	210,000	210,000
214		2,115,000	2,115,000	2,115,000
215		447,978	447,978	447,978
216		265,500	265,500	265,500
217		35,000	0	0
218		168,000	168,000	168,000
219		0	105,000	105,000
220		315,000	315,000	315,000
221		555,000	555,000	555,000
222		470,000	470,000	470,000
223		100,000	100,000	100,000
224		349,000	349,000	349,000
225		255,000	255,000	255,000
226		100,000	100,000	100,000
227		120,000	120,000	120,000
228		380,500	380,500	380,500
229		161,000	161,000	161,000
230		161,000	161,000	161,000
231		220,000	220,000	220,000
232		178,500	198,500	198,500
233		161,000	161,000	161,000
234		161,000	161,000	161,000
235		100,000	100,000	100,000
236		210,000	210,000	210,000
237		150,000	365,000	365,000
238		120,000	210,000	210,000
239		365,000	365,000	365,000
240		270,000	260,000	260,000
241		315,000	315,000	315,000
242		60,000	73,500	73,500
243		100,000	451,500	451,500
244		32,963	32,963	32,963
245		105,000	105,000	105,000
246		52,500	52,500	52,500
247		312,500	312,500	312,500

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
248		160,000	210,000	210,000
249		420,000	420,000	420,000
250		40,000	210,000	210,000
251		365,000	365,000	365,000
252		1,315,000	0	0
253		143,526	0	0
254		52,500	52,500	52,500
255		67,287	67,287	67,287
256		1,344,700	1,344,700	1,344,700
257		200,000	200,000	200,000
258		36,000	36,000	36,000
259		262,500	262,500	262,500
260		30,000	0	0
261		140,000	420,000	420,000
262		90,000	265,000	265,000
263		2,100,000	2,100,000	2,100,000
264		205,000	315,000	315,000
265		445,000	0	0
266		142,500	142,500	142,500
267		120,000	120,000	120,000
268		552,000	552,000	552,000
269		300,000	575,000	575,000
270		265,000	0	0
271		420,000	420,000	420,000
272		230,000	0	0
273		240,000	240,000	240,000
274		685,000	685,000	685,000
275		261,400	261,400	261,400
276		52,500	52,500	52,500
277		535,000	525,000	525,000
278		472,500	472,500	472,500
279		160,000	0	0
280		105,000	105,000	105,000
281		292,050	292,050	292,050
282		1,344,190	1,344,190	1,344,190
283		76,960	76,960	76,960
284		10,500	10,500	10,500
285		1,000	1,000	1,000
286		315,000	315,000	315,000
287		105,000	105,000	105,000
	合計	101,017,268	107,518,052	106,951,212

(別紙7)

平成14年分

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
1		577,500	577,500	577,500
2		232,190	232,190	232,190
3		125,000	157,500	157,500
4		210,000	210,000	210,000
5		625,000	625,000	625,000
6		20,000	20,000	20,000
7		546,090	546,090	546,090
8		120,000	0	0
9		495,000	495,000	495,000
10		520,000	0	0
11		680,000	890,000	890,000
12		365,000	365,000	365,000
13		365,000	365,000	365,000
14		52,500	52,500	52,500
15		400,000	470,000	470,000
16		100,000	210,000	210,000
17		273,000	273,000	273,000
18		472,500	472,500	472,500
19		850,000	840,000	840,000
20		84,350	101,500	50,750
21		365,000	365,000	365,000
22		420,000	420,000	420,000
23		134,298	134,298	134,298
24		20,000	0	0
25		0	315,000	315,000
26		377,500	0	0
27		52,500	52,500	52,500
28		20,000	20,000	20,000
29		230,000	365,000	365,000
30		525,000	525,000	525,000
31		210,000	210,000	210,000
32		1,023,870	1,023,870	1,023,870
33		90,000	105,000	105,000
34		270,000	312,500	312,500
35		254,000	254,000	254,000
36		1,502,500	1,502,500	1,502,500
37		63,000	63,000	63,000
38		114,685	212,500	212,500
39		250,000	365,000	365,000
40		52,500	52,500	52,500
41		100,000	315,000	315,000
42		417,500	417,500	417,500
43		71,000	0	0
44		52,500	52,500	52,500
45		365,000	365,000	365,000
46		30,000	210,000	210,000
47		160,000	260,000	260,000

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
48		190,000	260,000	260,000
49		365,000	365,000	365,000
50		1,156,930	1,156,930	1,156,930
51		365,000	365,000	365,000
52		365,000	365,000	365,000
53		239,500	509,500	509,500
54		200,000	365,000	365,000
55		260,000	260,000	260,000
56		30,000	0	0
57		633,911	633,911	633,911
58		0	105,000	105,000
59		283,500	283,500	283,500
60		365,000	365,000	365,000
61		906,501	906,501	906,501
62		126,000	126,000	126,000
63		138,443	138,443	138,443
64		420,740	420,740	420,740
65		52,500	52,500	52,500
66		210,000	210,000	210,000
67		260,000	260,000	260,000
68		230,000	365,000	365,000
69		212,500	262,500	262,500
70		780	780	780
71		365,000	365,000	365,000
72		100,000	210,000	210,000
73		100,000	312,500	312,500
74		420,000	420,000	420,000
75		52,500	52,500	52,500
76		0	145,000	145,000
77		100,000	365,000	365,000
78		60,000	0	0
79		650,000	650,000	650,000
80		565,000	0	0
81		105,000	105,000	105,000
82		25,000	0	0
83		150,000	0	0
84		70,000	0	0
85		805,000	0	0
86		402,500	210,000	210,000
87		525,000	525,000	525,000
88		126,000	126,000	126,000
89		390,327	390,327	390,327
90		10,000	105,000	105,000
91		1,194	1,194	1,194
92		8,926	8,926	8,926
93		273,000	273,000	273,000
94		618,000	618,000	618,000
95		200,000	210,000	210,000
96		250,000	575,000	575,000
97		250,000	207,500	207,500

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
98		231,000	231,000	231,000
99		20,000	0	0
100		319,820	474,570	474,570
101		52,500	52,500	52,500
102		315,000	315,000	315,000
103		60,000	60,000	60,000
104		10,000	0	0
105		738,200	738,200	738,200
106		312,500	312,500	312,500
107		20,000	20,000	20,000
108		420,000	420,000	420,000
109		30,000	260,000	260,000
110		617,000	1,985,000	1,985,000
111		325,000	525,000	525,000
112		20,000	20,000	20,000
113		270,810	270,810	270,810
114		210,000	210,000	210,000
115		940,000	940,000	940,000
116		365,000	365,000	365,000
117		0	210,000	210,000
118		100,000	1,100,000	1,100,000
119		317,500	317,500	317,500
120		498,550	498,550	498,550
121		235,000	0	0
122		80,000	0	0
123		105,000	105,000	105,000
124		4,000	0	0
125		210,000	210,000	210,000
126		0	210,000	210,000
127		105,000	105,000	105,000
128		211,990	240,000	211,990
129		315,000	315,000	315,000
130		20,000	20,000	20,000
131		125,000	0	0
132		280,000	685,250	685,250
133		62,000	0	0
134		315,000	315,000	315,000
135		20,000	20,000	20,000
136		20,000	20,000	20,000
137		1,675,000	1,675,000	1,675,000
138		30,000	0	0
139		45,000	0	0
140		1,710	1,710	1,710
141		157,500	157,500	157,500
142		238,765	0	0
143		365,000	365,000	365,000
144		260,000	260,000	260,000
145		315,000	315,000	315,000
146		52,500	52,500	52,500
147		105,000	105,000	105,000

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
148		40,000	0	0
149		260,000	260,000	260,000
150		421,130	421,130	421,130
151		215,000	365,000	365,000
152		126,000	126,000	126,000
153		860,000	0	0
154		315,000	315,000	315,000
155		40,000	262,500	262,500
156		150,000	365,000	365,000
157		467,500	467,500	467,500
158		315,000	315,000	315,000
159		195,000	0	0
160		545,000	545,000	545,000
161		422,519	422,519	422,519
162		300,000	315,000	315,000
163		500,000	500,000	500,000
164		455,000	575,000	575,000
165		482,500	482,500	482,500
166		565,000	0	0
167		262,500	262,500	262,500
168		157,500	157,500	157,500
169		105,000	105,000	105,000
170		365,000	365,000	365,000
171		470,000	470,000	470,000
172		104,250	0	0
173		105,000	105,000	105,000
174		185,000	105,000	105,000
175		1,055,600	1,055,600	1,055,600
176		367,500	367,500	367,500
177		220,000	260,000	260,000
178		130,000	365,000	365,000
179		300,000	0	0
180		600,000	600,000	600,000
181		105,000	105,000	105,000
182		120,000	0	0
183		0	52,500	52,500
184		315,000	315,000	315,000
185		110,000	210,000	210,000
186		675,000	675,000	675,000
187		210,000	210,000	210,000
188		20,000	157,500	157,500
189		10,000	0	0
190		315,000	315,000	315,000
191		910,000	257,500	257,500
192		270,000	0	0
193		0	0	0
194		105,000	105,000	105,000
195		150,000	365,000	365,000
196		315,000	315,000	315,000
197		238,360	238,360	238,360

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
198		5,450	5,450	5,450
199		790,000	0	0
200		165,000	365,000	365,000
201		45,000	45,000	45,000
202		210,000	260,000	260,000
203		130,000	260,000	260,000
204		365,000	365,000	365,000
205		15,000	0	0
206		31,500	31,500	31,500
207		63,000	63,000	63,000
208		52,500	52,500	52,500
209		1,050,000	1,050,000	1,050,000
210		52,500	52,500	52,500
211		105,000	105,000	105,000
212		1,775,000	1,775,000	1,775,000
213		120,000	5,000	5,000
214		630,000	630,000	630,000
215		365,000	365,000	365,000
216		14,650	14,650	14,650
217		105,000	105,000	105,000
218		365,000	365,000	365,000
219		250,000	625,000	625,000
220		315,000	315,000	315,000
221		1,575,000	1,575,000	1,575,000
222		127,250	257,250	257,250
223		157,500	157,500	157,500
224		162,500	260,000	260,000
225		110,250	110,250	110,250
226		525,000	525,000	525,000
227		2,500	0	0
228		110,250	110,250	110,250
229		105,000	105,000	105,000
230		262,500	265,000	262,500
231		0	157,500	157,500
232		140,000	141,750	141,750
233		420,000	420,000	420,000
234		20,000	20,000	20,000
235		900,000	1,097,500	1,097,500
236		36,750	36,750	36,750
237		645,000	0	0
238		700,000	2,035,000	2,035,000
239		52,500	52,500	52,500
240		250,000	624,750	624,750
241		600,000	600,000	600,000
242		0	210,000	210,000
243		133,470	420	420
244		800,000	800,000	800,000
245		38,010	38,010	38,010
246		812,220	812,220	812,220
247		0	19,300	19,300

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
248		0	56,010	56,010
249		305,000	315,000	315,000
250		420,000	420,000	420,000
251		1,150,000	1,150,000	1,150,000
252		161,000	161,000	161,000
253		369,000	369,000	369,000
254		90,000	90,000	90,000
255		237,500	237,500	237,500
256		33,250	33,250	33,250
257		148,000	148,000	148,000
258		161,000	161,000	161,000
259		213,500	213,500	213,500
260		161,000	161,000	161,000
261		181,000	181,000	181,000
262		328,000	328,000	328,000
263		18,400	18,400	18,400
264		161,000	161,000	161,000
265		161,000	161,000	161,000
266		161,000	161,000	161,000
267		112,940	112,940	112,940
268		20,000	20,000	20,000
269		215,000	0	0
270		20,000	20,000	20,000
271		105,000	105,000	105,000
272		40,000	157,500	157,500
273		95,000	105,000	105,000
274		260,000	260,000	260,000
275		365,000	365,000	365,000
276		560,000	620,000	566,000
277		150,000	150,000	150,000
278		2,510,000	2,510,000	2,510,000
279		357,000	357,000	357,000
280		13,500	0	0
281		814,220	462,720	462,720
282		420,000	420,000	420,000
283		73,500	73,500	73,500
284		230,000	365,000	365,000
285		55,000	55,000	55,000
286		62,500	262,500	262,500
287		80,000	0	0
288		315,000	365,000	365,000
289		120,000	0	0
290		157,500	157,500	157,500
291		525,000	525,000	525,000
292		100,000	239,000	239,000
293		250,000	365,000	365,000
294		315,000	315,000	315,000
295		265,000	365,000	365,000
296		1,050,000	1,050,000	1,050,000
297		100,000	315,000	315,000

番号	委任者名等	原告元帳合計額	被告本訴主張額	認定
298		365,000	365,000	365,000
299		33,974	0	0
300		950,350	950,350	950,350
301		420,000	420,000	420,000
302		36,000	36,000	36,000
303		347,210	347,210	347,210
304		105,000	105,000	105,000
305		52,500	52,500	52,500
306		683,240	683,240	683,240
307		220,000	260,000	260,000
308		6,000	0	0
309		126,000	126,000	126,000
310		415,000	155,000	155,000
311		175,000	0	0
312		805,096	805,096	805,096
313		210,000	210,000	210,000
314		0	182,500	182,500
315		357,000	357,000	357,000
316		36,480	36,480	36,480
317		90,000	90,000	90,000
318		262,500	262,500	262,500
319		275,000	0	0
320		157,500	157,500	157,500
321		77,500	157,500	157,500
322		365,000	365,000	365,000
323		1,100,000	1,100,000	1,100,000
324		115,000	0	0
325		672,000	672,000	672,000
326		304,500	304,500	304,500
327		150,000	260,000	260,000
328		210,000	210,000	210,000
329		115,000	210,000	210,000
330		200,000	365,000	365,000
331		15,000	157,500	157,500
332		420,000	420,000	420,000
333		207,500	207,500	207,500
334		21,650	21,650	21,650
335		302,150	302,150	302,150
336		78,293	78,293	78,293
337		420,000	420,000	420,000
338		315,000	315,000	315,000
339		443,135	443,135	443,135
340		150,000	365,000	365,000
341		365,000	365,000	365,000
342		365,000	365,000	365,000
343		200,000	525,000	525,000
344		315,000	315,000	315,000
	合計	97,411,127	101,724,873	101,589,613

(別紙8)

1 平成13年分所得税

(1) 総所得金額 5 1 9 4 万 3 2 4 8 円

上記金額は、次のアないしエの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 3 9 0 6 万 0 6 2 4 円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 総収入金額 1 億 1 4 9 4 万 4 8 7 6 円

(イ) 必要経費の額 7 5 8 8 万 4 2 5 2 円

イ 不動産所得の金額 1 6 1 万 4 6 2 4 円

ウ 配当所得の金額 2 0 万円

エ 給与所得の金額 1 1 0 6 万 8 0 0 0 円

(2) 所得控除の合計額 2 0 0 万 8 7 7 0 円

(3) 課税総所得金額 4 9 9 3 万 4 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)総所得金額5 1 9 4 万 3 2 4 8 円から、上記(2)の所得控除の合計額2 0 0 万 8 7 7 0 円を差し引いた後の金額である(ただし、国税通則法1 1 8 条1 項の規定に基づき1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)

(4) 納付すべき税額 1 1 1 7 万 3 4 0 0 円

上記金額は、次のアの金額からイないしエの各金額を差し引いた後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1 5 9 8 万 5 5 8 0 円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額4 9 9 3 万 4 0 0 0 円に所得税法8 9 条1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除 1 万円

ウ 定率減税額 2 5 万円

エ 源泉徴収税額 4 5 5 万 2 1 0 2 円

2 平成14年分所得税

(1) 総所得金額 3 4 3 4 万 2 5 5 3 円

上記金額は、次のアないしエの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 1 8 6 5 万 9 3 9 2 円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 総収入金額 1 億 1 1 3 7 万 9 3 1 0 円

(イ) 必要経費の額 9 2 7 1 万 9 9 1 8 円

イ 不動産所得の金額 4 2 2 万 7 5 9 0 円

ウ 配当所得の金額 2 0 万 0 9 8 4 円

エ 給与所得の金額 1 1 2 5 万 4 5 8 7 円

(2) 所得控除の合計額 2 0 0 万 9 3 7 0 円

(3) 課税総所得金額 3 2 3 3 万 3 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)総所得金額3 4 3 4 万 2 5 5 3 円から、上記(2)の所得控除の合計額2 0 0 万 9 3 7 0 円を差し引いた後の金額である。

(4) 納付すべき税額 △ 1 5 9 万 3 6 0 0 円

上記金額は、次のアの金額からイないしエの各金額を差し引いた後の金額からさらにオの金額を差し引いた後の金額である。

なお、「△」は還付金の額に相当する税額を示す。

ア 課税総所得金額に対する税額	9 4 7 万 3 2 1 0 円
上記金額は、上記(3)の課税総所得金額 3 2 3 3 万 3 0 0 0 円に所得税法 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。	
イ 配当控除	1 万 0 0 5 0 円
ウ 定率減税額	2 5 万円
エ 源泉徴収税額	4 7 6 万 7 3 2 2 円
オ 予定納税額	6 0 3 万 9 4 0 0 円

3 平成 1 3 年課税期間の消費税等

(1) 消費税

ア 課税標準額	1 億 1 7 7 8 万 8 0 0 0 円
---------	-------------------------

上記金額は、原告の平成 1 3 年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額であり、原告の平成 1 3 年消費税等確定申告書の付表の 2 に記載されている課税売上額 1 億 1 2 1 0 万 8 9 4 0 円（付表 2 ①参照）に、同課税期間に係る課税資産の譲渡等の対価の額として本来計上すべきであった金額 5 9 6 万 3 9 4 4 円（別紙 5 別表 1 「1 平成 1 3 年分の弁護士報酬等」の「申告額」 1 億 0 8 9 8 万 0 9 3 2 円と上記総収入金額 1 億 1 4 9 4 万 4 8 7 6 円との差額）に 1 0 5 分の 1 0 0 を乗じた金額 5 6 7 万 9 9 4 6 円を加算した金額である（ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）。

イ 消費税額	4 7 1 万 1 5 2 0 円
--------	-------------------

上記金額は、上記アの金額に消費税法 2 9 条に規定する消費税の税率 1 0 0 分の 4 を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額	2 7 7 万 5 6 3 1 円
エ 返還等対価に係る税額	5 8 8 5 円
オ 貸倒れに係る税額	9 5 2 4 円

上記金額は、前記 1 (1) アで述べた Y に係る着手金について、回収できないと認められる金額 2 5 万円に係る消費税額である。

カ 差引納付すべき税額	1 9 2 万 0 4 0 0 円
-------------	-------------------

上記金額は、上記イの金額からウないしオの各金額を差し引いた後の金額である（ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）。

(2) 地方消費税

ア 課税標準となる消費税額	1 9 2 万 0 4 0 0 円
---------------	-------------------

上記金額は、地方税法 7 2 条の 7 7 第 2 号及び同法 7 7 条の 8 2 の規定により、上記(1)カの金額となる。

イ 譲渡割額	4 8 万 0 1 0 0 円
--------	-----------------

上記金額は、上記アの金額に、地方税法 7 2 条の 8 3 に規定する税率 1 0 0 分の 2 5 を乗じて算出した金額である。

ウ 差引納付すべき譲渡割額	4 8 万 0 1 0 0 円
---------------	-----------------

上記金額は、上記イの金額と同額である。

(3) 消費税等の合計税額 240万0500円

上記金額は、上記(1)カの本額と(2)ウの本額の合計額である。

4 平成14年課税期間の消費税等

(1) 消費税

ア 課税標準額 1億1639万6000円

上記金額は、原告の平成14年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額であり、平成14年消費税等確定申告書の付表2に記載されている課税売上額1億1224万7700円(付表2①参照)に、同課税期間に係る課税資産の譲渡等の対価の額として本来計上すべきであった金額435万5986円(別紙5別表1「2 平成14年分の弁護士報酬等」の「申告額」1億0702万3324円と上記認定額1億1137万9310円との差額)に105分の100を乗じた金額414万8558円を加算した金額である。

イ 消費税額 465万5840円

上記金額は、上記アの本額に消費税法29条に規定する消費税の税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 358万0677円

エ 返還等対価に係る税額 2万7619円

上記金額は、前記2(1)ア(イ)で述べたとおり、原告とHらとの間の契約金額の変更に伴い生じるものであり、当初の契約金額(着手金178万5000円、概算実費30万円)と変更後の金額(着手金126万円、概算実費10万円)との差額72万5000円に係る消費税額である(消費税法38条1項)。

オ 貸倒れに係る税額 8914円

上記金額は、前記2(1)ア(イ)で述べた丁に係る着手金について、回収できないと認められる金額23万4000円に係る消費税額である。

カ 差引税額 103万8600円

上記金額は、上記イの本額からウないしオの本額を差し引いた後の金額である。

キ 中間納付税額 85万4200円

ク 差引納付すべき税額 18万4400円

上記金額は、上記カの本額からキの本額を差し引いた後の金額である。

(2) 地方消費税

ア 課税標準となる消費税額 103万8600円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法77条の82の規定により、上記(1)カの本額となる。

イ 譲渡割額 25万9600円

上記金額は、上記アの本額に、地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額である。

ウ 中間納付譲渡割額 21万3500円

エ 差引納付すべき譲渡割額 4万6100円

上記金額は、上記イの本額からウの本額を差し引いた後の金額である。

(3) 消費税等の合計納付税額 23万0500円

上記金額は、上記(1)クの本額と(2)エの本額の合計額である。